

11月23日の澁谷内閣審議官による記者ブリーフ概要

23日の首席交渉官会合は、1時間目の午前中と2時間目の午後に物品系の市場アクセスをやった。3時間目の夜はE-commerce（電子商取引）をやった。朝9時から夜9時半頃まで、今日もフルにやった。市場アクセスに入る前に、2日目にやった「労働」のチームの報告が急きょ入り、前日までの分科会での進捗状況の報告があった。かなり議論が収斂しつつあるようで、引き続き協議を継続するよう、指示があった。

<物品市場アクセス>

午前中は労働の話が終わった後、物品市場アクセスのうち関税の交渉の状況について議論がされた。各国がそれぞれの状況についてそれぞれの立場で報告をしたようだが、我が国だけではなく、センシティブな品目を抱えている国がいくつかあり、それについてシンガポールの前までに進展させないといけないのではないかなど、などの議論が出されたが、結論は出ていない。皆さんがよく記事に書かれるような、この場で自由化率の目標を決めるとか、オファーを見せ合うとか、そういうことはしていない。ちなみに、分科会も昨日から開かれているが、テキストの議論以外は、あまり進展がないようだ。やはり物品の交渉は、基本はバイの世界であって、12人でやると「にらみ合い」の状況になってしまうのだと思う。我が国からは分科会出席のために物品の交渉チームが現地に行っているが、全体スケジュールとは別にバイの交渉を積極的に進めており、明日（現地時間23日）、アポがとれている国とやれば、11か国すべてとバイの交渉をしたことになる。

午後は物品のテキストと「繊維」について議論が行われた。物品貿易に係るテキストはどんな内容かとよく聞かれるので、あくまで一般論としてお答えすると、通常、EPAなどで「物品の貿易」についての条文は、定義、物品の分類、内国の課税及び規則に関する内国民待遇などが定められるのが普通である。さらに、具体のEPAで一つだけ例をご紹介しますと、2007年に発効した日・チリ経済連携協定（EPA）では、「農業輸出補助金の禁止」という条文が設けられている。繊維製品については、分科会も独立して行われている。もともと原産地規則の議論において繊維製品の取扱いで相当もめたので、繊維については、市場アクセスと原産地規則をセットにして独立した分科会で議論する、ということになったもの。したがって、原産地規則に関するルール作りや例外措置についての調整、さらには通常、原産地規則のところで議論される税関手続、あるいは迂回輸出などを防止するための措置などについて議論がなされている。繊維についてはセンシティブな国が多いらしく、テキストだけではなく、原産地規則がらみの話など、分科会でやるような具体的話もかなりあったようだ。実は繊維の分科会は20日で終わっており、首席交渉官会合への報告が今日終われば、交渉官たちは帰国するつもりだったようだが、首席交渉官から、もっと詰めるという指示があったため、各交渉チームともフライトを延期して引き続き協議をすることとなったようだ。

<E-Commerce（電子商取引）>

この分野、これまでも何人かの記者の方々から「イメージがわからない」と言われていたところなので、まずはイメージのお話をしたい。インターネット等を利用した電子商取引の規模は、近年もなお拡大傾向にあり、また、技術の発展などに伴いその形態も多様化し

ている。経済産業省が9月に公表した実態調査では平成24年の日本国内の「企業間電子商取引」市場規模は、広義で262兆円、消費者向け電子商取引市場規模は、9.5兆円となっている。かなりの市場規模である。これに加え、越境電子商取引の市場規模も拡大しており、日本、中国、米国の3国について経済産業省が行った調査では、日本の消費者による米国及び中国事業者からの越境電子商取引による購入額は155億円、米国の消費者による日本及び中国事業者からの越境ECによる購入額は757億円、中国の消費者による日本及び米国事業者からの越境電子商取引による購入額は2,868億円であった。2020年時点での日本・米国・中国の越境電子商取引の規模は、約2.3兆円に達すると推計され、越境電子商取引は大きな可能性を有している。ちなみに、米国の越境電子商取引利用者による日本事業者からの主な購入品目は、「書籍、雑誌」「衣類、アクセサリー」「音楽、映像のソフト（CD、DVD等）」となっている。電子商取引のチャプターは、TPPの中でも将来への大きな可能性を持つ分野であるが、こうした新しい取引形態に係る国内法の整備が十分でない国も多く、TPPのような国際協定によってルールを明確化することの意義は非常に大きい。2009年9月に発効した「日スイス経済連携協定」に、電子商取引に関するチャプターが設けられている。我が国ではこれが初めてだったと思う。TPPの中身がいえないので、イメージを持っていただくために、日スイスの例でお話すると、デジタル製品の無差別待遇という規定がある。デジタル製品というのは、デジタル化されたコンピュータープログラム、文章、動画、音声などで、それらについて、内国民待遇と最恵国待遇を認める、つまり原産地によって差別しないことを認め合うというもの。デジタル製品の国境を越えた自由な流通を促進するうえで重要な概念であり、個別のEPAなどの多くでは認められている。また、電子商取引を不当にあるいは過剰に制限する措置を、昨日お話ししたNCMのようにネガリストで留保しない限りやらない、という規定もある。これは一種の市場アクセスである。TPPにおいても、他のEPAなどを参考にテキストの案は作成されているが、多国間の交渉なので、話は簡単ではなく、例外や留保なども含め、各国の意見が十分にまとまっていないところがある。本日から最終日まで分科会も開催されるので、そこで徹底的に詰めることとなった。

なお、昨日の「投資」について、若干申し上げたい。「まだ各国の意見が分かれているものもあるが、他の難航分野に比べると進んでいる方ではある」と申し上げたら、本日の新聞では、「ISDS進展なし」と書いたところと「ISDS盛り込む方向へ」と書いたところがある。奥歯に大きなものが挟まったような言い方しかできなくて申し訳ないところではあるが、首席交渉官会合は「決める」ところではないということ。首席交渉官会合の結果、あるチャプターがクリーンになるということはなく、あくまで論点を整理して、再度分科会におろして専門家である交渉官同士で議論して決めさせる、というもの。2日目にあったように、事項そのものをテキストから落とすという決定ならできるが、条文の詰めは分科会で行うことになる。現場の感覚からいうと、9月にワシントンでやった首席交渉官会合から比べると、今回の会合は明らかに「まとめモード」に入っており、今残っている大きな論点の多くは、シンガポールの閣僚会合で、パッケージとして合意されることになるだろうから、首席交渉官レベルでは着地点を見据えたギリギリのところまでの整理はするが、「合意」という言葉はシンガポールに取っておくのではないか。当方としては、首席交渉官会合で大きな論点について「合意した」と書かれると、各国との関係から、誤報と言わ

ざるをえないが、かといってまったく進展しないのかと言えば、この4日間、多くの分野で、合意がすぐそこまで来ているという意味での進展は見られたと思っている。

<分科会>

本日は首席交渉官会合と並行して、9の分科会（ワーキンググループ）が開催されている。SPSと労働は終わり、国有企業、知的財産、環境、政府調達、原産地規則、物品の市場アクセス、NCM、金融サービスが引き続き行われたほか、電子商取引が加わった。ちなみに政府調達の分科会は今日で終わり、明日から2日間、TBTが加わる。

本日で私のブリーフィングは終わるので、先に、明日以降の首席交渉官会合の予定を申し上げますと、23日は国有企業、TBT、金融サービスを行い、最終日の24日は、丸一日、朝から晩まで知的財産を行う。ただ、今日も朝一番で「労働」の分科会議長から報告があったが、明日、明後日と、時間の合間をみて、少なくとも政府調達、法的・制度的事項、投資、環境については、分科会の報告を受け、これまで宿題になっていた事項の確認をすることになると思う。知的財産の交渉官たちも、頻繁に首席交渉官会合の会議室をのぞいては首席交渉官と相談する場面もあり、いずれにしても、各グループとも、何とかまとめようという動きが活発になってきたようだ。

（以上）